## 浜松市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市環境影響評価条例施行規則(平成28年浜松市規則第58号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後		
別表第1 (第3条・第4条・附則第3項関係	) 別表第1 (第3条・第4条・附則第3項関係)		
事業の種類 第1種事業 第2種事業の の要件 要件	事業の種類 第1種事業 第2種事業の の要件 要件		
(略)	(略)		
<ul> <li>一 発電所のののののののののででは、発電があるのででは、発電があるにあるのののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>	1) (1) 水野電 (1) 水野 (1) 水町 (1) 水野		
更の事業の事業(出力 (出力の合の合計が、火 計が、火力力による発電 による発電にあっては	事業(出力(出力の合計の合計が、が、火力によ		
による発电にあっては にあっては11.25万キロ 15万キロワワット以上15 ット以上、万キロワット	発電にあっては11.25万 ては15万キキロワット以		

|水力による||未満、水力に| 発電にあっよる発電にあ ては3万キっては2.25万 ロワット以キロワット以 上、風力に上3万キロワ よる発電にット未満、風 あっては力による発電 |7,500 キロ|にあっては |ワット以上|1,000キロワ 増加するもット 以上 |のに限る。) | 7,500 キロワ ット未満増加 するものに限 る。) 発電所の変更 の事業(特定 地域内におけ る土地の形状 を変更する区 域の面積が5 ヘクタール以 上であるもの に限る。)

(2) 太陽光太陽光発電太陽光発電所 発電所(太)所の設置のの設置の事業 陽光によ事業(太陽 (太陽光発電 る発電の光発電所の所敷地面積が ために必敷地その他 20ヘクタール 要な太陽事業の用に 以上50ヘクタ 電池、建供される敷 ール未満又は 物、機械、地の面積特定地域内に (以下「太|おける太陽光 器具その 他の施設陽光発電所発電所敷地面 の総体を敷地面積」積が5へクタ いう。以下という。) ール以上であ が50ヘクタるものに限 同じ。)の ール以<u>上又る。)</u> 設置又は

> は森林(森 林法第2条 第3項に規 定する国有 林及び同法 第5条第1項 の地域森林 計画の対象 となってい る 同 法 第 2 条第3項に 規定する民 有林をい う。以下同 じ。) にお いて立木竹

変更

(略)

備考 (略)

別表第2 (第58条・附則第2項関係)

	対象事業	事業の諸	要件
	の区分	元	
	(略)		
	7 別表	(略)	
	第1の5		
	<u>の項</u> に		
	該当す		
	る対象		
	事業		
- 1	•	•	'

を伐採する 区域(以下 「森林伐採 区域」とい う。) の面 積が20〜ク タール以上 であるもの に限る。) 太陽光発電太陽光発電所 所の変更のの変更の事業 事業 (太陽 (太陽光発電 光発電所敷所敷地面積が 地面積が5020ヘクタール ヘクタール 以上50ヘクタ 以上又は森一ル未満又は 林伐採区域 特定地域内に <u>の面積が20 おける太陽光</u> ヘクタール 発電所敷地面 以上増加す積が5ヘクタ るものに限一ル以上増加 するものに限 (略)

備考 (略)

別表第2 (第58条・附則第2項関係)

対	象事業	事	業	の	諸	要件
0)	区分	元				
	(略)					
7	別 表		(昭	子)		
	第1の5					
	の (1)					
	の項に					
	該当す					
	る対象					
	事業					
8	別 表	太	陽	光	発	新たに増加する太陽光
	第1の5	電	所	敷	地	発電所敷地面積が変更
	Ø (2)	面和	責			前の太陽光発電所敷地
	の項に					面積の10パーセント未
	該当す					満であり、かつ、20ヘク
	る対象					タール未満であること。
	事業	森	林	伐	採	新たに増加する森林伐
		区:				採区域の面積が変更前
		積				の森林伐採区域の面積
						の10パーセント未満で
						あり、かつ、8ヘクター
						ル未満であること。
		特	定	栅	域	新たに増加する特定地
				元 け		域における太陽光発電
			•	光	発	所敷地面積が変更前の
		^\	1993	ノロ	ノロ	<u>/// 旅光面頂# 久入間♥/</u>

	電所敷地 特定地域における太陽 面積 光発電所敷地面積の10 パーセント未満であり、 かつ、2へクタール未満 であること。
<u>8</u> (略) (略)	9 (略) (略)
<u>9</u> (略) (略)	10 (略) (略)
<u>10</u> (略) (略)	<u>11</u> (略) (略)
<u>11</u> (略) (略)	<u>12</u> (略) (略)
12 (略) (略)	13 (略) (略)
<u>13</u> (略) (略)	<u>14</u> (略) (略)
<u>14</u> (略) (略)	<u>15</u> (略) (略)
<u>15</u> (略) (略)	<u>16</u> (略) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1に規定する太陽光発電所の設置又は変更の事業であって、次のいず れかに該当する事業に係る別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。
  - (1) この規則の施行の日前に、当該事業に係る浜松市環境影響評価条例(平成28年浜 松市条例第48号)第7条第2項の規定による提出があった事業
  - (2) この規則の施行の日前に、次に掲げる許可のうち当該事業に要する全ての許可を受けた事業
    - ア 森林法 (昭和26年法律第249号) 第10条の2第1項の許可
    - イ 農地法 (昭和27年法律第229号) 第4条第1項又は第5条第1項の許可
    - ウ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可
  - (3) この規則の施行の日前に、前号アからウまでに掲げるいずれの許可も要しない事業のうち電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出がなされた事業